

II

施策の展開

第2章

一人ひとりが輝くみずほ

第1節 豊かなところを育むまち

- 1 学校教育
- 2 青少年健全育成

第2節 一人ひとりが生涯輝けるまち

- 1 生涯学習
- 2 スポーツ・レクリエーション
- 3 文化・芸術

第2章 一人ひとりが輝くみずほ

第1節 豊かなこころを育むまち

1 学校教育

現況と課題

平成20年に学習指導要領が改訂されましたが、平成23年度に小学校、平成24年度に中学校への導入が予定されている新学習指導要領への対応が今後の課題となります。

このような教育改革と今日的な教育課題に対応するために、瑞穂町では教育基本計画を策定し、めざすべき学校教育の方向性と内容を明確に示すとともに、町民の理解と協力により町全体で小・中学校の教育活動に取り組んでいます。

児童・生徒の学力の定着に向け、学力調査の分析結果をふまえた授業改善をはかっていますが、教員の指導力の向上と子どもたちが理解しやすい授業の実施、*学習サポーターなどの人的支援などが必要です。また、豊かな人間性を育むことも重要であり、多くの世代の人とふれあう機会を提供し、道徳心や感性を高めていく必要があります。

保護者や地域に信頼される学校づくりのためには、開かれた学校教育の推進、学校組織の充実、生活指導の強化が不可欠であるため、教員研修などの充実をはかるとともに、学校評価を適正に実施し、分析することが必要です。

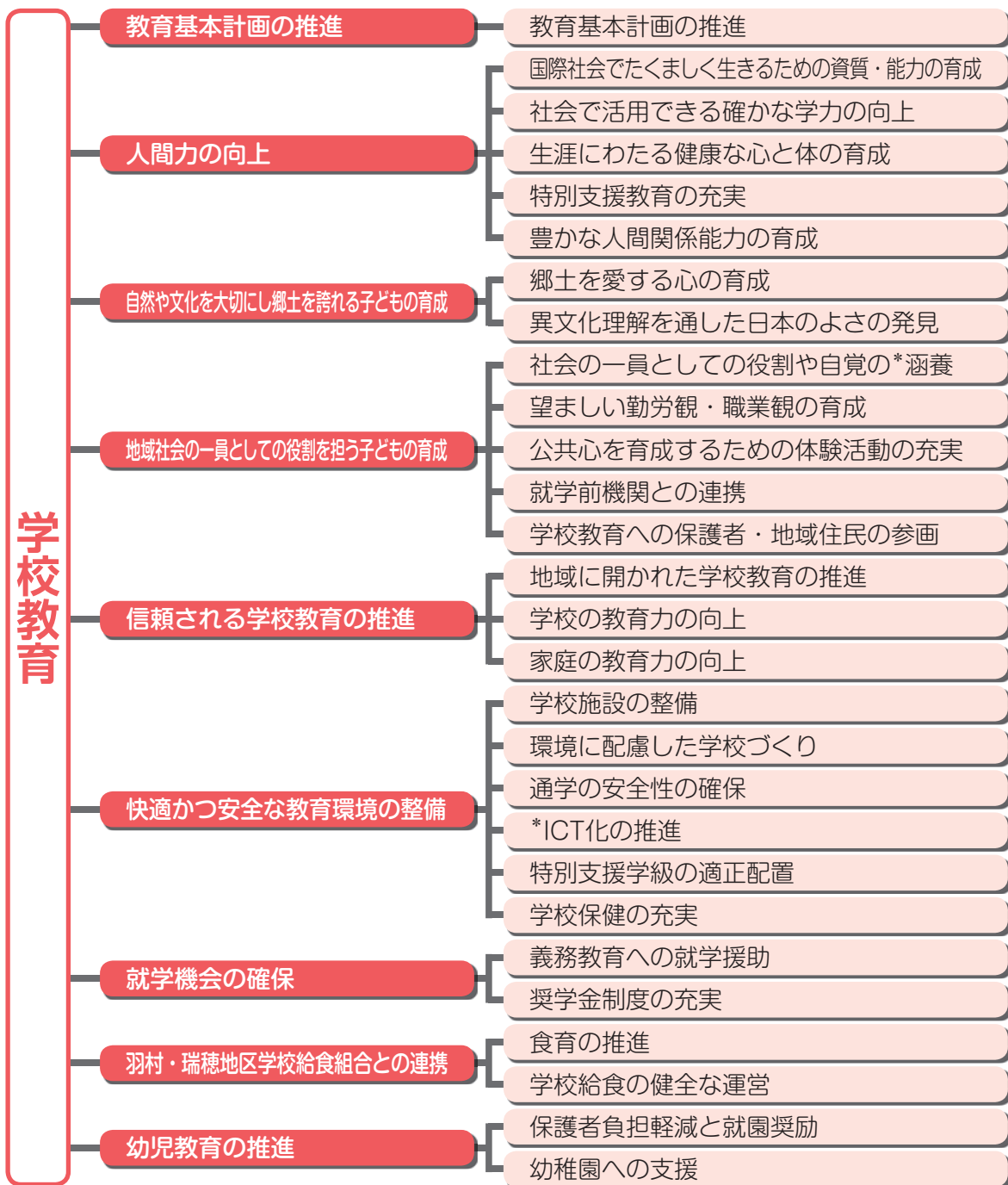
特別支援学級については、通学、通級する児童・生徒の安全性の確保や公共交通の利便性の向上に向けたサポートが必要です。また、不登校児童・生徒の解消をはかるため、基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成、家庭との連携などが重要であり、側面からの支援として教育相談や臨床心理士による相談活動、学校復帰に向けた*適応指導教室の充実がもとめられています。

教育環境の整備については、安全かつ快適な環境で学習できるよう、小・中学校の耐震補強工事が完了しました。今後は、適切な維持管理に加え、ヒートアイランド対策、環境学習などの観点から校庭の芝生化に着手しますが、地域との協働による管理手法を研究しながらすすめていく必要があります。

学校給食については、食生活をめぐる環境の変化に対し食育の推進が重要です。また、食品に対する安全・安心志向や地産地消への期待に応える必要があります。

今日的な課題の1つに、小学校の入学時に、良好な人間関係を築くことができないことや、学習についていけないなどのさまざまな理由から、学校不適応を起こすことがあります。幼稚園や保育園などの就学前機関との連携をはかり、円滑に就学することができる仕組みを構築することが必要です。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
不登校児童出現率	0.57% (平成21年度)	0.47%	0.37%
不登校生徒出現率	4.60% (平成21年度)	4.10%	3.60%
校庭芝生化学校数	0校 (未実施)	5校	7校

施
策

(1) 教育基本計画の推進

①教育基本計画の推進

教育基本計画にもとづき、その基本理念である「人と人とかかわり合って文化・教養をはぐくむまち みずほ」の実現につとめます。

(2) 人間力の向上

①国際社会でたくましく生きるための資質・能力の育成

子どもたちが国際社会で生きていくための人間性や知識、技能などのいわゆる「人間力」を育成するために、人権に対する正しい理解を育むとともに、規範意識の醸成や道徳性、感性および社会性の育成につとめます。

②社会で活用できる確かな学力の向上

子どもたちが自己の能力や特性についての理解を深め、社会の一員としての役割を果たすことができるよう、生涯にわたって活用できる確かな学力の定着をはかります。

③生涯にわたる健康な心と体の育成

子どもたちが生涯にわたって心身ともに豊かに生きていくとともに、事故や災害から身を守ることができるよう、安全教育などのさまざまな教育活動を通して、心と体の健康の保持、増進を推進します。

④特別支援教育の充実

子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばせるよう、指導方法の工夫や*個別指導計画書の作成など、*校内委員会を中心に特別支援教育の充実をはかります。

⑤豊かな人間関係能力の育成

子どもたちが豊かな人間関係を築きながら社会で生きていくことができるよう、日本語を適切に使うことのできる能力とともに、さまざまな人々とのかかわりを通じたコミュニケーション能力の育成をはかります。さらに、言語や文化の異なる国の人々にも、自分の考えや思いを適切に伝えることができるよう、国際理解教育と外国語教育の推進をはかります。

(3) 自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもの育成

①郷土を愛する心の育成

子どもたちが町の伝統文化や歴史を理解するとともに、自然環境への知識を深めることを通じて、郷土を愛する心を培います。

②異文化理解を通じた日本のよさの発見

子どもたちが、自分の住む地域や日本の伝統文化に対する学習や他国との文化交流などを通じて、地域や日本のよさを知り、気づき、そのすばらしさを実感するための教育活動を推進します。

(4) 地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成

①社会の一員としての役割や自覚の*涵養

日々の学習活動や学級活動、児童会や生徒会活動などの自治活動を通して、社会の一員としての自覚や所属する社会を愛する心の育成をはかります。

②望ましい勤労観・職業観の育成

発達段階に応じたキャリア教育を通して、「生き方」や「自己の在り方」についての理解を深めるとともに、職場訪問や職場体験を通して勤労の意義や目的についての理解を深め、望ましい勤労観、職業観を育成します。

③公共心を育成するための体験活動の充実

社会教育と連携し、奉仕・体験活動などを積極的に教育活動に取り入れ、相手を思いやる心や公共心の育成をはかります。

④就学前機関との連携

小学校への円滑な就学ができるよう、幼稚園や保育園などの就学前機関と連携し、研修や啓発活動を推進します。

⑤学校教育への保護者・地域住民の参画

学校に地域の教育力を取り入れるために保護者や地域住民が学校教育活動に積極的に参画できる仕組みを構築し、子どもたちの健全な育成につとめます。

(5) 信頼される学校教育の推進

①地域に開かれた学校教育の推進

家庭や地域に対して学校公開や学校行事への参加を促進するとともに、各種教育活動の成果と課題を学校だよりやホームページ、「みずほの教育」などを通してわかりやすく伝えます。

②学校の教育力の向上

子どもたちの人格の形成をはかるとともに、豊かな心を育み、確かな学力を身につけ、主体的に学ぶ姿勢を育成するため、校内研究や各種研修会への積極的な参加を奨励し、教員の指導力の向上をはかります。さらに、教育活動の成果の点検、改善に向けた学校評価の実施を通して、学校経営や授業の改善をはかり、保護者や地域の信託に応える学校教育を実施します。

③家庭の教育力の向上

子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性や学力を習得するために、学校と関係機関やPTA連絡協議会との連携や協力を通して、子どもたちの生活の基盤である家庭教育の充実に向けた支援や啓発活動を推進します。



「みずほの教育」

(6) 快適かつ安全な教育環境の整備

① 学校施設の整備

経年劣化に対応した計画的かつ適正な学校施設の維持管理につとめ、快適で安全な教育環境を創出します。

② 環境に配慮した学校づくり

学校と地域との協働による管理手法を研究しながら、校庭の芝生化をすすめるとともに、あわせて地域コミュニティの活性化にもつなげます。また、深夜電力を活用した個別空調機器への切り替えや太陽光発電システム導入の検討など、環境に配慮した学校づくりを推進します。

③ 通学の安全性の確保

子どもたちが安全に通学できるよう、学校、家庭、地域が一体となって、登下校時の安全性の向上をはかります。また、セーフティ教室や安全指導などの充実をはかり、危険予測能力や危険回避能力の向上につとめます。

④ *ICT化の推進

情報化や国際化の進展に対応するため、学校の*ICT環境の整備を推進し、児童・生徒の情報教育の充実をはかります。

⑤ 特別支援学級の適正配置

特別支援学級の設置については、学級の必要性や通学上の課題を考慮しながら対応します。また、障がいの状況に応じた学級や情緒障害等通級指導学級の開設を検討します。

⑥ 学校保健の充実

各小・中学校の*学校保健委員会の充実をはかるとともに、学校保健を総括する機関として、町学校保健会の設立を検討します。

(7) 就学機会の確保

①義務教育への就学援助

国の教育援助制度の動向を見すえながら、義務教育学校への就学が経済的に困難な家庭に対する就学援助費の充実をはかります。

②奨学金制度の充実

国の教育援助制度の動向を見すえながら、高等学校等入学時奨学金の拡充を検討します。

(8) 羽村・瑞穂地区学校給食組合との連携

①食育の推進

児童・生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解を育むため、学校給食を通じた食育の推進をはかります。また、子どもたちが地元の農業や農産物に関心をもつことができるよう、学校給食における地産地消を推進します。

②学校給食の健全な運営

学校給食申込制度の普及徹底と給食費徴収率の向上をはかり、学校給食の健全な運営を支援します。

(9) 幼児教育の推進

①保護者負担軽減と就園奨励

私立幼稚園児保護者負担軽減補助事業と幼稚園就園奨励費補助事業を継続実施し、園児の就園促進と保護者の負担軽減をはかります。

②幼稚園への支援

幼稚園の教育環境の充実をはかるため、町内の私立幼稚園に対する支援につとめます。

私立幼稚園児保護者負担軽減補助金支給人数の推移

(人)

年度	区分	3歳	4歳	5歳	合計
平成17年度		133	179	189	501
平成18年度		149	177	181	507
平成19年度		133	180	180	493
平成20年度		137	161	182	480
平成21年度		124	148	160	432

学級数・児童数・生徒数・教職員数の状況

(平成22年5月1日現在：クラス、人)

区分	学校	小学校					中学校				
		第一小	第二小	第三小	第四小	第五小	合計	瑞穂中	第二中	合計	
学級数	1学年	2	2	2	3	1	10	4	5	9	
	2学年	2	2	2	3	1	10	4	4	8	
	3学年	2	2	2	3	1	10	4	5	9	
	4学年	2	2	2	3	1	10				
	5学年	2	2	2	4	1	11				
	6学年	2	2	2	4	1	11				
	小計	12	12	12	20	6	62	12	14	26	
	特別支援学級	2	0	0	0	0	2	1	0	1	
	合計	14	12	12	20	6	64	13	14	27	
児童・生徒 在籍者数	1学年	男	34	19	28	47	19	147	77	93	170
		女	31	21	42	51	11	156	78	92	170
	計	65	40	70	98	30	303	155	185	340	
	2学年	男	37	30	35	56	21	179	69	78	147
		女	31	28	36	50	13	158	83	80	163
	計	68	58	71	106	34	337	152	158	310	
	3学年	男	41	34	38	63	11	187	78	84	162
		女	21	27	39	50	17	154	75	95	170
	計	62	61	77	113	28	341	153	179	332	
	4学年	男	39	39	39	56	16	189			
		女	32	24	28	55	10	149			
	計	71	63	67	111	26	338				
	5学年	男	36	23	26	70	17	172			
		女	38	23	33	58	22	174			
	計	74	46	59	128	39	346				
	6学年	男	34	29	30	65	15	173			
		女	35	36	39	63	18	191			
	計	69	65	69	128	33	364				
	小計	男	221	174	196	357	99	1,047	224	255	479
		女	188	159	217	327	91	982	236	267	503
	計	409	333	413	684	190	2,029	460	522	982	
特別支援学級	男	10	0	0	0	0	10	3	0	3	
	女	6	0	0	0	0	6	3	0	3	
計	16	0	0	0	0	16	6	0	6		
合計	男	231	174	196	357	99	1,057	227	255	482	
	女	194	159	217	327	91	988	239	267	506	
計	425	333	413	684	190	2,045	466	522	988		
教職員数		25	19	19	31	14	108	27	26	53	

※特別支援学級は固定学級



生活科の授業

第1節 豊かなこころを育むまち

2 青少年健全育成

現況と課題

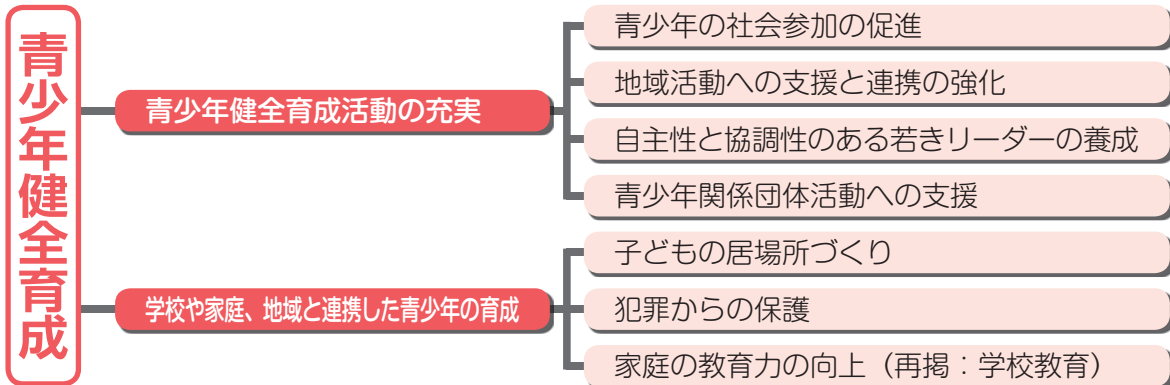
近年、町民のライフスタイルが多様化していることに伴い、家庭内環境やコミュニティが変化している中で、青少年一人ひとりの社会とのかかわりや世代間のふれあいが希薄になっています。また、そのような青少年の健全育成に必要な社会的条件が崩れてきていることが、地域の教育力の低下にもつながっているといわれています。

このような中、瑞穂町では青少年の健全育成に向け、リーダー宿泊研修会などを実施し、協調性や社会性を育み、自然体験やスポーツ体験などを通じてチャレンジする精神を学ぶことのできるよう社会教育の推進をはかっています。今後は地域の教育力の向上につとめ、青少年の思いやりの心や豊かな人間性、社会性を育むとともに、自ら考え、行動できる力を培っていくことが重要となります。学校、家庭、地域と連携し、青少年の社会参画をより一層促進する必要があります。

青少年を家族や地域全体で育む体制として、青少年問題協議会、地区青少年協議会、青少年委員会、子ども会連合会などを中心として、各地域で青少年の健全育成活動が展開されています。その一方で、青少年健全育成活動の趣旨が地域全体に周知されにくいという課題もあります。活動の意義と重要性を広くPRしながら、より多くの町民や関係機関の理解と協力により地域内のつながりを強めていく必要があります。

また、こどもフェスティバルなどを通じて、地域や異世代との交流や、スポーツ、伝統文化などさまざまなテーマの体験の場を提供しています。世代間のふれあい事業を青少年自らが企画および運営し、仲間とともに考え、実施し、達成感を喜びと感じられるよう、社会活動の中心として活躍できることが、青少年の健全育成に有効な方法として重要となってきます。あわせて、リーダーとして育つ芽や自覚をもち始めている青少年を発掘するとともに、青少年が率先して活動していけるよう、人材育成プログラムを構築し、その活躍の場や機会を提供していくことも必要です。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
青少年委員会活動参加者数	620人 (平成21年度)	670人	840人
放課後子ども教室開催数、参加者数	118回 3,084人 (平成21年度)	150回 3,900人	200回 5,200人



こどもフェスティバル

施
策

(1) 青少年健全育成活動の充実

① 青少年の社会参加の促進

こどもフェスティバル実行委員会をはじめ、青少年が活躍できる多くの機会を提供するため、青少年問題協議会、地区青少年協議会、青少年委員会などの関係機関と連携し、参加しやすく、参加したくなる、参加すべき社会活動プログラムづくりにつとめます。

② 地域活動への支援と連携の強化

地域に根ざした青少年の健全育成活動の展開をめざし、青少年問題協議会の調整機能を活かして、家庭、学校、地域、関係機関の連携を強化するとともに、各地域における活動への支援の充実をはかり、効果的な事業展開を促進します。

③ 自主性と協調性のある若きリーダーの養成

地域社会に対する自主性と協調性をもち、自ら考え、仲間や異世代とともに行動することができるリーダー的な人材を、世代や地域ごとに発掘、育成していきます。また、自然体験事業やスポーツ事業などを通じて、チャレンジ精神や社会奉仕の心を育みます。

④ 青少年関係団体活動への支援

子ども会連合会をはじめとする青少年活動団体が自主的に企画および運営する社会的活動や、他団体と連携した交流事業など、主体的な公益的活動に対し、積極的に支援していきます。

(2) 学校や家庭、地域と連携した青少年の育成

①子どもの居場所づくり

子どもたちが安全で安心できる居場所として、また、異年齢交流と地域住民との交流の場として機能するよう、放課後子ども教室や子どもセンター事業の充実をはかります。また、児童館事業や学童保育クラブ事業と連携した子どもの居場所づくりと次世代育成支援につとめます。

②犯罪からの保護

青少年に有害な環境の排除につとめ、安全な地域社会の形成をめざすとともに、青少年を見守る地域住民との連携を強化し、問題行動の未然防止をはかります。

③家庭の教育力の向上（再掲：学校教育）

子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性や学力を習得するために、学校と関係機関やPTA連絡協議会との連携や協力を通して、子どもたちの生活の基盤である家庭教育の充実に向けた支援や啓発活動を推進します。



放課後子ども教室

第2章 一人ひとりが輝くみずほ

第2節 一人ひとりが生涯輝けるまち

1 生涯学習

現況と課題

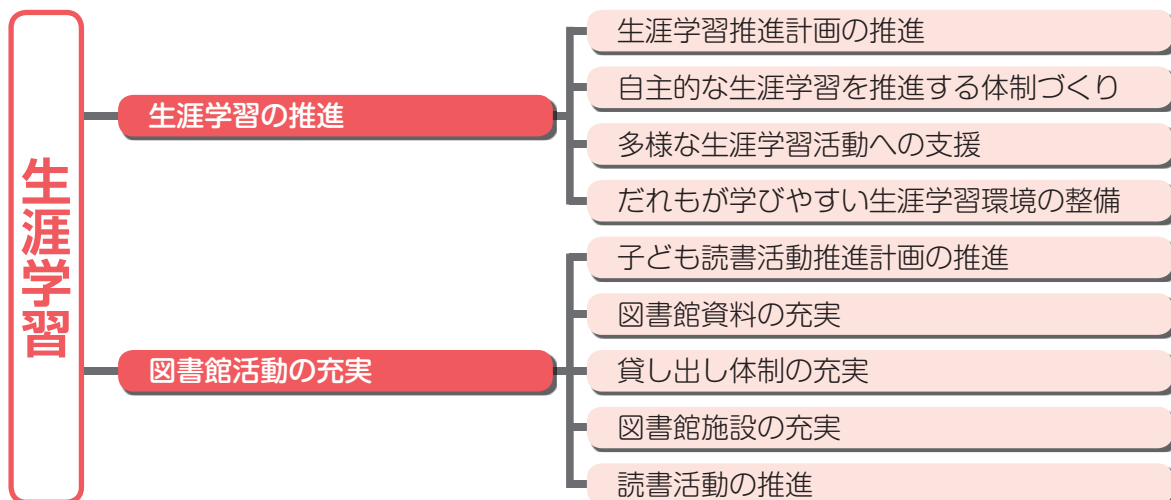
町民の趣味が多様化する中、町民によるさまざまな自主グループが形成され、生涯学習団体に登録し、主体的かつ継続的な学習活動を展開しています。教育委員会では、生涯学習に関する各種講座の実施、*生涯学習まちづくり出前講座の開設など、町民の学習活動を支援するとともに、登録団体パンフレットの発行、*総合人材リストの整備など、町民へ生涯学習に関する情報を提供してきました。さらに、より多くの町民が多様な知識と情報を得ながら、学習スキルを高め、仕事や活動、趣味などに活かせるよう、高齢者を対象とした音楽教室、成人を対象としたパソコン教室など、多くの学習機会を提供しています。また、町民同士の情報の交換やともに学ぶ機会を提供し、世代間や地域間の交流も促進しています。

平成18年の「教育基本法」の改正により、生涯学習の基本理念が「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されました。このような中、生涯学習社会形成の必要性や重要性がますます高くなり、他の分野とのネットワーク形成を積極的にすすめ、あわせて地域社会の活性化をはかることがもとめられます。子どもから高齢者まで、だれもが、いつでも、どこでも気軽に学習できる環境の整備とその成果を活かすことのできる仕組みづくりが必要です。

学習環境の1つに図書館があります。蔵書検索システムの導入、木曜日の夜間開館、西多摩地域の図書館広域利用などの利用者の利便性の向上をはかるとともに、地域ボランティアと中学生ボランティアによる読み聞かせや、職員による乳幼児や小学生への読み聞かせを行い、子どもたちが本に親しむきっかけづくりをすすめています。

現在、図書館、地域図書室ともに限られたスペースの有効活用をはかっていますが、開架および閉架書庫ともに余裕がない状況です。(仮称)長岡コミュニティセンター内に新たな図書室を整備するとともに、新図書館の整備について準備していく必要があります。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
*出前講座事業開催数、参加者数	2回 52人 (平成21年度)	10回 250人	15回 375人
図書館（図書室）利用者数	38,861人 (平成21年度)	40,000人	60,000人

図書館・地域図書室利用者数の推移

(人)

年度	区分	図書館	地域図書室				合計	
			元禄山ふるさと思い出館	長岡	蔵書コミュニティセンター	殿ヶ谷		
平成17年度		22,644	4,094	6,543	9,312	571	20,520	43,164
平成18年度		21,263	3,121	6,413	9,209	1,089	19,832	41,095
平成19年度		20,395	2,162	5,735	9,773	726	18,396	38,791
平成20年度		21,234	1,911	6,795	9,426	1,331	19,463	40,697
平成21年度		21,319	1,593	5,618	9,381	950	17,542	38,861

施策

(1) 生涯学習の推進

①生涯学習推進計画の推進

生涯学習推進計画に示した個別施策の具体化をはかります。

②自主的な生涯学習を推進する体制づくり

生涯学習関係機関とのネットワークを形成し、町民を含めた生涯学習推進委員会を設置するなど、各団体の自主性および発意を尊重した生涯学習推進体制を構築します。

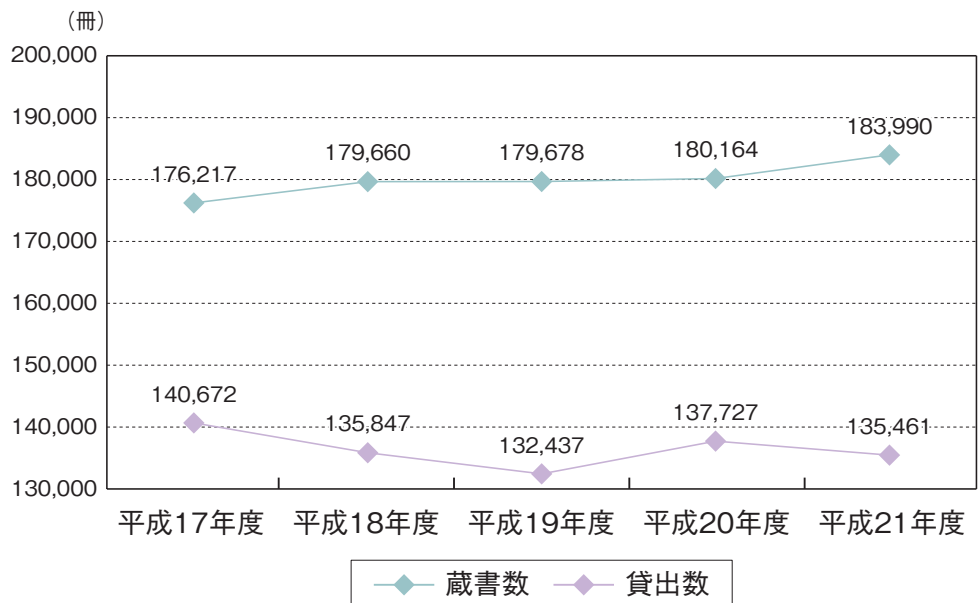
③多様な生涯学習活動への支援

幅広い年齢層の多くの町民や団体が生涯にわたって学習できるよう、多様化する町民ニーズに対応した各種講座や教室を、町民との協働によって実施していきます。また、わかりやすい生涯学習情報を提供するため、情報の一元化をはかるとともに、*出前講座制度の充実をはかります。

④だれもが学びやすい生涯学習環境の整備

だれもが、いつでも、どこでも学習できることを基本に、活動の場および設備の充実をはかります。また、*総合人材リスト登録者の活用および拡充につとめ、地域学習の指導者の確保をはかります。

図書館（地域図書室含む）蔵書数・貸出数の推移



(2) 図書館活動の充実

① 子ども読書活動推進計画の推進

子ども読書活動推進計画にもとづき、小学校などの読書活動を支援するとともに、読書週間時の良書案内の配布や読み聞かせなどの充実をはかり、小・中学校などと連携しながら子どもたちの読書活動を推進します。

② 図書館資料の充実

幅広い年齢層の学習活動を促進するため、図書館利用者のニーズの把握と図書の利用頻度を勘案し、必要とされる図書を選択するとともに、図書館および地域図書室の需要量を考慮した配本を行うなど、図書館資料の充実をはかります。

③ 貸し出し体制の充実

都立図書館との協力体制と西多摩地域広域連携体制を強化するとともに、インターネットによる貸し出し予約システムの充実をはかり、利用者がより利用しやすい貸し出し体制の構築につとめます。

④ 図書館施設の充実

限られたスペースを最大限に活用し、資料配置の工夫をはかるとともに、図書館協議会と連携し、より効率的、効果的な施設運営に向けた開館時間の検討や指定管理者制度の導入の検討などを行います。

また、(仮称)長岡コミュニティセンター内に図書室を整備するとともに、箱根ヶ崎駅西地区へ役場連絡所機能を備えた新たな図書館の整備をすすめます。

⑤ 読書活動の推進

ボランティアによる「おはなしの会」や読書講演会など、読書活動の機会の拡充と内容の向上につとめます。

第2節 一人ひとりが生涯輝けるまち

② スポーツ・レクリエーション

現況と課題

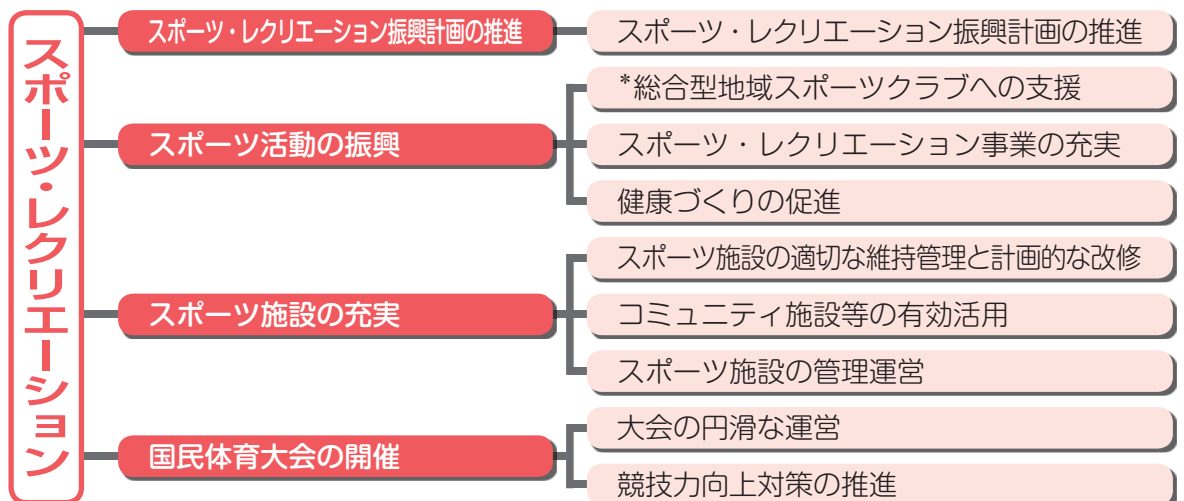
スポーツやレクリエーション活動は、体力の増強、健康の保持、増進に加え、精神的ストレスの発散、*生活習慣病の予防など、心身の両面にわたり、よい効果を与えてくれるものです。また、団体競技やグループでの活動は、地域コミュニティの活性化にもつながります。

瑞穂町では体育施設の適切な維持管理につとめながら、町民体育祭、総合体育大会、駅伝競走大会などのスポーツ事業を、*NPOとなった瑞穂町体育協会との協働によって展開しています。町民の健康志向や余暇活動への関心の高まりに対し、老若男女、すべての町民にそれぞれの体力や目的にあったスポーツ・レクリエーション事業を提供するとともに、安全で快適に活動できるよう、利便性を備えた体育施設を計画的に整備していく必要があります。

平成25年に開催される*東京国体に向け、町では少年男子のソフトボール競技の会場として、町営第2グラウンドと(仮称)長岡いこいの広場を整備していきます。前年に開催されるリハーサル大会を含め、瑞穂町を広くPRする機会としてとらえ、町全体で大会を盛り上げて、地域の活性化につなげていく必要があります。

体育協会の自立と*総合型地域スポーツクラブの運営を支援するとともに、障がい者のレクリエーション参加、高齢者の健康や生きがいづくりなどに対応し、身近なコミュニティ施設などでだれもが気軽に運動ができる環境づくりにつとめ、健康スポーツ社会の形成をめざすことが重要です。

施策体系



生活習慣病 生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾病群。

NPO Non Profit Organizationの略。特定非営利活動団体。

東京国体 平成25年に開催される国民体育大会。第13回全国障害者スポーツ大会とあわせ、愛称は「スポーツ祭東京2013」。

総合型地域スポーツクラブ 身近な地域でスポーツに親しむことができ、地域住民によって主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブのこと。

数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
*総合型地域スポーツクラブ会員数	0人 (未設置)	300人	500人
成人の週1回以上のスポーツ実施率	21% (平成20年調査)	35%	50%

施策

(1) スポーツ・レクリエーション振興計画の推進

① スポーツ・レクリエーション振興計画の推進

スポーツ・レクリエーション振興計画にもとづき、その基本理念である「町民だれもが生涯を通じて身近な地域で、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や身体条件、興味、目的に応じたスポーツやレクリエーションを楽しむことができる健康スポーツ社会」の実現につとめます。

(2) スポーツ活動の振興

① *総合型地域スポーツクラブへの支援

日常的なスポーツやレクリエーション活動の場として、すべての町民が参加できる「*総合型地域スポーツクラブ」の運営に必要な指導者やボランティアの育成、活動拠点の提供のほか、必要に応じて体育施設の管理運営を委託するなど、自立に向けた支援を行います。

② スポーツ・レクリエーション事業の充実

町民ニーズに沿った、町民だれもが参加できるスポーツ・レクリエーション事業を展開するとともに、その実施に必要な地域のスポーツ指導者の育成と支援を行います。

③ 健康づくりの促進

保健事業と連携した健康スポーツ教室などを開催し、多くの町民の健康づくりを促進します。

(3) **スポーツ施設の充実**

① スポーツ施設の適切な維持管理と計画的な改修

利用者が安全で快適にスポーツを楽しむことができるよう、既存施設の適切な維持管理と計画的な改修につとめます。特に、中央体育館についてはスポーツ社会の拠点となるよう、建て替えをすすめます。

② コミュニティ施設等の有効活用

町民が気軽にスポーツに取り組むことができるよう、小・中学校の校庭や体育館、(仮称)長岡コミュニティセンターに整備される多目的ホールやトレーニング室などを有効活用します。

③ スポーツ施設の管理運営

使用料の適正化をはかるとともに、民間活力および指定管理者制度の導入について研究し、より効率的、効果的な施設運営につとめます。

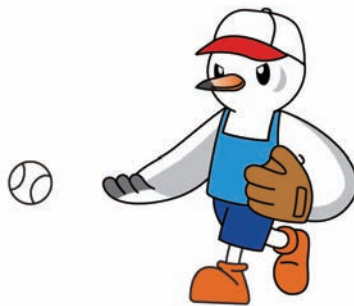
(4) **国民体育大会の開催**

① 大会の円滑な運営

平成25年に開催される*東京国体の少年男子ソフトボール競技の会場整備をすすめるとともに、観光面や産業面と連携した大会の円滑な運営につとめます。

② 競技力向上対策の推進

本格的に競技力の向上をめざすスポーツ団体のネットワーク化、全国的レベルの競技スポーツをめざす近隣市町村の団体との連携をはかるとともに、競技力向上のための専門的な講習会の開催や全国レベル競技者への活動支援など、競技力向上対策を推進します。



スポーツ祭東京2013「ゆりーと」



駅伝競走大会



町民体育祭

第2節 一人ひとりが生涯輝けるまち

3 文化・芸術

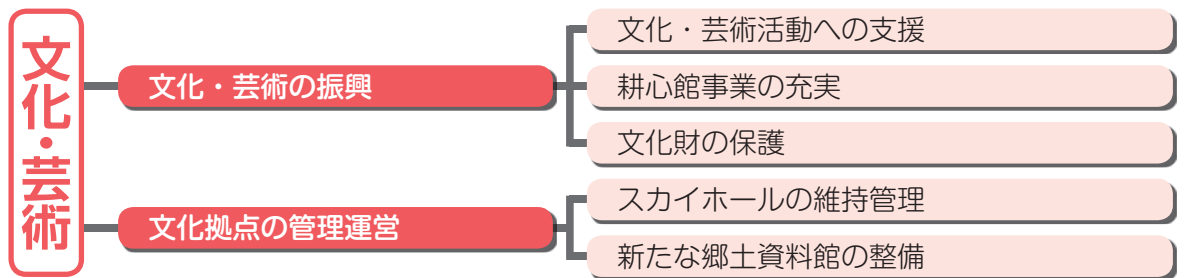
現況と課題

文化は、人々のライフスタイルや考え方に深いかわりがあるもので、歴史や伝統行事から、音楽や絵画などの芸術活動まで広範囲にわたります。地域に根ざす文化の継承や個人の文化活動の発展は、町民の生活にやすらぎとゆとりをもたらす重要なものです。

文化活動の拠点として整備されたスカイホールは、町民の文化活動や学習成果の発表の場として、総合文化祭をはじめ多くの文化事業に活用されています。また、文化・芸術に身近にふれることのできる空間を提供している耕心館は、多くの町民に利用されています。今後、さらなる文化・芸術の振興をはかるためには、文化団体が自主的に運営し、自発的な活動を展開していくことが重要となります。

瑞穂町の貴重な文化財を後世へ継承することも大切です。伝統芸能の後継者の育成や伝統文化活動資料の保存および継承に向け、文化財保護活動の普及をはかりながら、町民が郷土を愛する心を育むように啓発していくことが必要です。また、町の歴史を次世代や後世に伝える機能をさらに強化するため、新たな郷土資料館を整備する必要があります。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
耕心館主催事業・企画展来場者数	14,635人 (平成21年度)	16,721人	18,637人
郷土資料館来館者数	1,024人 (平成21年度)	3,000人	3,000人

(1) 文化・芸術の振興

①文化・芸術活動への支援

町民の自主的な文化活動への支援、文化団体の育成および自立支援を行うとともに、団体間の交流を促進します。また、スカイホールを拠点として、音楽や演劇など優れた文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、町民の文化活動や学習成果を発表する場を創出し、文化振興をはかります。

②耕心館事業の充実

施設のもつ、くつろぎとやすらぎを与えてくれる雰囲気を活かし、独特の落ち着いた空間でさまざまなジャンルのコンサートや展示会などを開催します。

③文化財の保護

子どもから高齢者までの多くの町民が、郷土史の理解と文化財保護の意識を高め、郷土に対する愛着をもつことができるよう、文化財の記録と保存につとめるとともに、その展示や講座の充実をはかります。

また、伝統芸能の保存や後継者の育成、指定文化財の保存、新たな文化財の調査および発掘につとめます。

(2) 文化拠点の管理運営

①スカイホールの維持管理

スカイホールの大規模改修計画を作成して効率的な改修工事を行い、利用者の利便性の向上をはかるとともに、適切な維持管理につとめます。また、文化施設運営に関する民間のノウハウの活用を研究し、指定管理者制度によるスカイホールの運営を検討します。

②新たな郷土資料館の整備

隣接する耕心館と調和した施設となるよう、新たな郷土資料館の整備をすすめます。



耕心館



町指定文化財修復の見学会